

# 高齢者虐待防止のための指針

田子町地域包括支援センター

## 1 基本的な考え方について

田子町包括支援センター（以下、「センター」という。）は、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう本指針を定める。

## 2 高齢者虐待の種類について

高齢者虐待とは、次のいずれに該当する行為をいう。

### (1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

### (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

### (3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 3 ケア会議について

高齢者虐待の防止および早期発見のため、ケア会議において次のことを検討する。

### (1) 検討事項は次の通りとする。

①委員構成に関すること

②虐待の防止のための指針の整備に関すること

③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

④虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

- ⑤従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦再発の防止策を講じた際は、その効果についての評価に関すること

## (2) 委員構成

委員の構成は、地域包括支援センター職員とし、委員会の委員長は地域包括支援課長が務める。

- (3) 委員会は各年度1回以上、委員長の招集により開催する。なお、委員会は必要に応じてテレビ電話装置等の遠隔会議を活用して行うことができる。

## 4 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針について

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止の徹底を図る内容とする。
- (2) 研修は年1回以上実施する。また、研修参加者はセンター職員に限定せず、町内の介護保険サービス事業所における虐待対応担当者も参加可能とする。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、保存する。

## 5 虐待等が発生した場合の対応方針に関する基本方針について

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかにセンター内で共有するとともに、必要に応じて事実確認を行う。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、町関係部署及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

## 6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制について

- (1) 利用者における虐待等が疑われる場合は、速やかに所内で共有し解決に努める。
- (2) 高齢者虐待は、外部から把握されにくいことが特徴であることを認識し職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

(3) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて高齢者虐待対応を実施する。

(4) 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）」に沿って対応する。

## 7 成年後見制度の利用支援について

成年後見制度の利用の相談対応及び権利擁護事業の情報提供を行う。

## 8 虐待等に係る苦情の解決について

(1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた職員は内容を管理者に報告する。

(2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう最新の注意を払って対処する。

## 9 指針の公表について

本指針は常時閲覧可能とし、事業所に備え付けるほか、町ホームページにも掲載する。

## 10 その他虐待防止の推進のための必要な事項について

虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

### 附則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。